

工 事 仕 様 書

1 件 名	むさしの宿舍給湯器等更新工事
2 工 期	自 契約日 ～ 至 令和5年3月31日
3 工事場所	航空自衛隊横田基地（東京都福生市大字福生2552番地） むさしの宿舍（東京都武蔵村山市学園2丁目36番地8）
4 工事概要	むさしの宿舍の給湯器等の更新工事
5 一般事項	<p>5. 1 本仕様書に記載されていない事項は次に示すものとし、最新版を適用する。</p> <p>(1) 公共建築工事標準仕様書 (2) 公共建築改修工事標準仕様書 (3) その他関係法令、下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類 (4) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領「工事写真の撮り方」 (5) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック</p> <p>5. 2 基地内入門手続場所</p>  <p>5. 3 入門時に必要となる書類等</p> <p>(1) 人員（ア～エのいずれか。）          ア パスポート          イ 住民基本台帳          ウ 個人番号カード（マイナンバーカード）          エ 運転免許証及び住民票（発行日から6か月以内のもので本籍記載のもの。）</p> <p>(2) 車両（ア～ウの全て原本）          ア 車両検査証          イ 自賠責保険証書          ウ 任意保険証券（対人賠償無制限、対物賠償1000万円以上）</p>

	<p>(3) 入出門時間              入門08時15分から出門17時00分を基準とする。</p> <p>5. 4 立入り              監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。</p> <p>5. 5 休憩等              休憩、喫煙及び飲食は、官側の指定する場所で行うものとする。</p> <p>5. 6 火気使用              火気器具（切削工具等の火花を発する物も火気とみなす。）の使用は、あらかじめ監督官を通じて火気使用申請を行い、許可を受けたのちに使用するものとする。</p> <p>5. 7 作業日時              契約相手側が作成する施工計画表中、監督官の許可する日時を基準とする。ただし、官側の事情により、変更となる場合がある。</p> <p>5. 8 工事写真</p> <p>(1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。              (2) 撮影は、デジタルカメラを使用し、工事写真帳に整理のうえ、提出する。              (3) 黒板等記載事項              ア 件名              イ 場所              ウ 日付              エ 内容              オ 契約相手側</p> <p>5. 8 撮影要領</p> <p>(1) 必ず1枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れる。              (2) 撮影時における黒板等の保持は、必ず契約相手側が行う。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合は又は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議する。              (3) 施工計画書における項目ごと、施工の前中後を撮影する。              (4) 各施工及び完成検査の記載事項は、契約相手側が作成する工事写真帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それによれない場合は都度、監督官と協議する。</p>
件名	むさしの宿舍給湯器等更新工事
	令和4年 5月 31日
	航空自衛隊横田基地